

屋外広告物のルールが変わります

- 屋外広告物（店舗の看板など）は、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって、落下、倒壊し、公衆に危害を与えるおそれがあります。
- 山口県では、屋外広告物の一層の安全性の向上を図るため、山口県屋外広告物条例を改正し屋外広告物の安全点検等を義務付けることとしました。

① 安全点検が必要になります

※令和2年（2020年）10月から

- 屋外広告物の設置者や管理者は、**安全点検**を行わなければなりません（※）。
※はり紙、広告幕、広告旗等は除く
- **許可を得て設置するものは、専門知識を有する者（※）による点検が必要**となります。

※「専門知識を有する者」とは以下のとおりです

- ① 屋外広告士
- ② 建築士（1級・2級）
- ③ 特定建築物調査員
- ④ (公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

- **許可申請（更新含む）を行うときは、所定の様式による提出前3か月以内の点検結果の報告が必要**となります。（新設物件は除く。）

② 管理者の設置が必要になります

※令和2年（2020年）10月から

- 許可を得て設置する屋外広告物には**管理者を設置**しなければなりません。

③ 許可の期間が延長されます

※令和2年（2020年）10月から

- 許可の期間が最長3年に延長されます。
（貼り紙・貼り札、立看板、広告幕、気球広告等は除く）

④ 自家用広告物も許可が必要になります

※令和3年（2021年）10月から

- これまで許可不要だった自家用広告物（店舗敷地内にある自社看板等）のうち、禁止地域や許可地域（国道や主要県道沿い等）内にある一定規模超（※）のものは、あらかじめ**許可を得て設置**しなければなりません。

改正前から存在している自家用広告物も許可申請が必要となります。

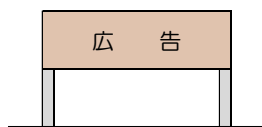
※禁止地域内：表示面積 5㎡超
許可地域内：表示面積 10㎡超

禁止地域・許可地域の詳細等は県HPをご確認ください

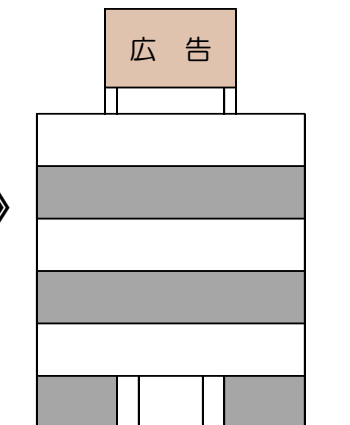
※裏面もご覧ください

【参考】点検が必要となる屋外広告物の例

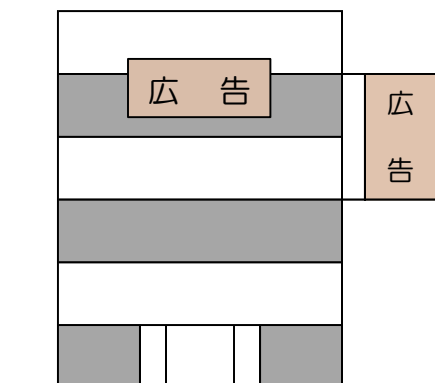
《野立て広告》



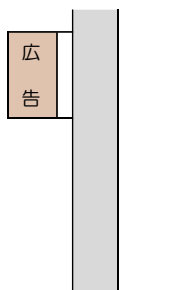
《屋上広告》



《壁面広告/突出し広告》



《電柱広告(突出し広告)》



【危険な屋外広告物の例】



支柱等のサビが顕著な状態



看板基礎のひび割れ



ポールの根腐れによる倒壊

その他の改正事項や詳細等は[山口県HP](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/city-plan/okugaikoukokur2.html)をご覧ください。

山口県 屋外広告物

検索

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/city-plan/okugaikoukokur2.html>

【問い合わせ先】

山口県土木建築部都市計画課まちづくり推進班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

電話：083-933-3733 F A X：083-933-3749

E-mail：a18400@pref.yamaguchi.lg.jp



※下関市、萩市はそれぞれの市の屋外広告物条例が適用されますので、各市にお問い合わせください。